

第 5 期麻生区区民会議運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、川崎市区民会議条例（平成 18 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 12 条の規定に基づき、麻生区区民会議（以下「区民会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（副委員長）

第 2 条 条例第 5 条に基づき置かれる副委員長は 2 名とする。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順序によりその職務を代理する。

（会議開催）

第 3 条 区民会議は、原則として年 4 回程度開催する。なお、ここでいう年とは、7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの間とする。

2 開催日時は、委員長が第 8 条に規定する企画部会に諮るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時会を開催することができる。

（議事運営）

第 4 条 区民会議の議事は、出席委員の一致により決することを原則とする。ただし、委員長がこれにより難いと認める場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門部会）

第 5 条 条例第 7 条に規定する専門部会の設置及び廃止は、委員長が区民会議に諮って決めるものとする。

2 前項で設置できる専門部会は、課題検討専門部会及び企画部会の 2 種類とする。

3 専門部会に副部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。

（企画部会）

第 6 条 企画部会は、正副委員長、課題検討専門部会の正副部会長及びその他委員長が区民会議に諮って指名する委員で構成する。

2 企画部会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

(1) 区民会議の運営に関すること。

(2) 調査審議課題の整理に関すること。

(3) 区民会議の広報及び広聴に関すること。

(4) その他区民会議から委任を受けた事項に関すること。

(兼務の制限)

第7条 委員長は、専門部会の部会長を兼務できないものとする。

2 専門部会の部会長は、他の専門部会の部会長を兼務できないものとする。

(関係者の出席)

第8条 区民会議に条例第8条の規定に基づき関係者の出席を求める場合は、委員長が企画部会に諮って決めるものとする。

2 専門部会及び企画部会に規則第4条第4項の規定に基づき関係者の出席を求める場合は、部会長がそれぞれの部会に諮って決めるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年8月4日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、平成28年6月30日限り、その効力を失う。